

政令第八十九号

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日を定める政令

内閣は、子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和元年法律第四十一号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行期日は、令和元年九月七日とする。